

# HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2016・12・10



## 「ニコニコ動画」のダウンゴ▽東京地裁▽ 動画コメント表示特許で提訴

動画配信サービス「ニコニコ動画」を運営するダウンゴは、ネット動画に表示されるコメントのプログラムの特許を侵害されたとして、動画サイトなどを運営する米国「FC2」など2社に対し、特許侵害の差し止めと損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起したと発表した。

ダウンゴは、FC2が提供するコメント機能付き動画配信サービス「FC2 動画」「FC2 ひまわり動画」「FC2 Saymove!」において、ダウンゴの保有する特許権が侵害されている主張。各サービスにおけるコメント表示用プログラムの譲渡、生産、使用などの差し止めや損害賠償を求め、FC2とホームページシステム（日本）を共同被告として提訴した。

ダウンゴが運営するニコニコ動画は、ユーザーが打ち込んだコメントが動画や生放送の画面上に流れる機能が特徴。一方、FC2が運営するFC2動画などでも視聴者がコメントを書き込める機能が付いている。

## 特許審査の事例紹介▽特許庁▽ IoT関連技術の審査基準を公表

「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術（IoT=Internet of Things=関連技術）の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるとして、特許庁調整課審査基準室が「IoT関連技術の審査基準等について」（平成28年11月 特許庁）を公表した。

「特許になる発明」、「特許請求の範囲と明細書等」、「特許出願の審査の流れ」と、特許制度の概要を説明した上で、「IoT関連技術における審査基準」が説明され、「IoT関連技術の特許審査の事例」が紹介されている。

「IoT関連技術の特許審査の事例」で紹介されているものには次のようなものがある。

「ネットワークを介して外部サーバと通信可能な電気炊飯器の動作方法」、

「配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成される無人走行車の配車システム」、

「ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、端末装置から構成される健康管理システム」、

「三次元移動が可能なドローン装置によって、見守り対象を見守るドローン見守りシステム」、

「画面インターフェイス及びGPS機能を有する腕時計型デバイスと、当該腕時計型デバイスとネットワークを介して通信可能な情報配信サーバとから構成されるランニング支援システム」、

「複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備える豪雨地点特定システム」などが紹介されている。

## IoT関連技術▽特許庁▽ 特許分類を新設、横断検索が可能

特許庁は、世界に先駆けてIoT関連技術の特許分類を新設したと発表した。横断的な分類である「広域ファセット分類記号」(ZIT)を新設し、日本の特許文献に対して付与を行う。広域ファセット分類記号とは、各分野にまたがり横断的な観点から文献収集(検索)を可能とするもので、超電導技術(ZAA)、環境保護技術(ZAB)、電子商取引(ZEC)などがある。

これによりIoT関連技術について、2017年から順次、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を通じて特許事例の網羅的な収集・分析が可能となり、IoT関連技術に関する特許取得の予見性が高まると期待されている。

特許出願には、出願の技術内容の仕分けのために特許分類が付与されている。特許分類は、先行文献の調査を効率的に行うためや、技術開発動向の把握のツールとして重要だが、これまで、IoT関連技術に関する特許情報を網羅的に収集可能な特許分類は存在していなかった。

このため特許庁では、世界で初めてIoT関連技術の特許分類(ZIT)を新設した。ZITは、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技術に付与される。

## 解説

進歩性の判断 (動機付け、阻害要因)  
 審決取消請求事件 知的財産高等裁判所 平成28年(行ケ)第10009号  
 判決言渡 平成28年10月26日

## 第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「加湿機」とする特許第4666516号(本件特許)の特許権者である。被告は、本件特許の請求項1乃至4に係る発明について特許無効審判を請求した(無効2014-800202号)。特許庁は、「特許第4666516号の請求項1~3に係る発明についての特許を無効とする。請求項4に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。原告が、本件審決のうち、請求項1~3に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起したものである。本判決では審決の容易想到性の判断に誤りがあるとして本件審決が取り消された。

ここでは、特許請求の範囲の請求項1(本件発明1)の容易想到性の判断に関する部分のみを紹介する。

本件審決では、本件発明1について、本件発明1は、特開2006-71145号公報に記載された発明(引用発明)及び引用例2(特開2002-147799号公報)に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであり、本件発明1に係る特許は無効にすべきものであるとしていた。

## 第2 判決

1. 特許庁が無効2014-800202号事件について平成27年12月9日にした審決のうち、特許第4666516号の請求項1ないし3に係る部分を取り消す。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第3 理由

審決が認定した本件発明1と引用発明との相違点

本件発明1では、トレイ水位検知部が「水不足の水位」に達したことを検知し、制御部が「前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる」のに対して、引用発明では、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」が「水面高さが第1の基準位置H1より低くなると」オフになり、CPU10が「タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止」する点。

相違点についての容易想到性の判断

- (a) 引用発明における「第1の基準位置H1で検知する水位」とは、液体収容部における液量不足の判断基準となる液面高さ(水位)であり、加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置(水位)であって、液面高さ(水位)がそれより低くなったことが検出されると加湿部の動作が停止されるものである。
- (b) 引用例2における「一定の水位」は、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせることを前提とするものであるということが出来る。

(c) 引用例2に記載された技術事項における、給水部の水位を検知する検知装置が検知する「一定の水位」は、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは、水位の性質、すなわち、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点において、明らかに相違する。

(d) 引用例2の「一定の水位」は、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは水位の性質(それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点)において明らかに相違し、かつ、引用発明には、上記性質において共通する「第2の基準位置H2における接点」が既に構成として備わっているにもかかわらず、引用発明において、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」を引用例2の「一定の水位」を検知する構成に置き換える動機付けがあるということではできない。

(e) さらに、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項(それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行われせることを前提した「一定の水位」を検出対象とするもの)に置き換えること、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」は、液面高さが「第1の基準位置」を下回ったことを検出しても加湿機能を引き続き動作させることになるから、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」に係る構成により奏するとされる、加湿部の動作を自動的に停止して液体収容槽の液体の残量がないときにファンを無駄に動作させることを防止できるという効果(【0009】)は、損なわれることになる。

(f) そうすると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項である、「一定の水位」を検知する構成に置き換えることには、阻害要因があるというべきである。

## 第4 考察

特許庁が公表している特許審査基準では、進歩性の判断について、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に対応する副引用発明があり、かつ、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け(①技術分野の関連性、②課題の共通性、③作用、機能の共通性、④引用発明の内容中の示唆など)があり、進歩性が肯定される方向に働く事情(有利な効果、阻害要因(例えば、副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合など))がない場合は、請求項に係る発明の進歩性が否定されるとされている。

本判決では、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けがなく、また、副引用発明を主引用発明に適用することには阻害要因があるとして、「本件発明1は、引用発明において、引用例2に記載された技術事項を適用することにより、容易に想到することができたということではできない」とされた。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。以上

# 必須特許で独禁法違反を認定 BDメーカーの取引を妨害

■公正取引委員会■

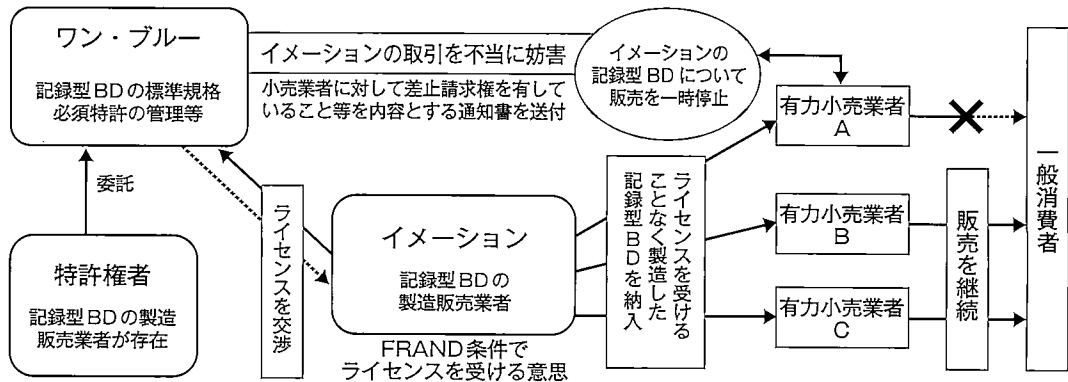
公正取引委員会は、ブルーレイ・ディスク(BD)の特許権を巡り、BDの標準規格必須特許を管理する米国人法人「ワン・ブルー・エルエルシー」が、競争相手の取引を不当に妨害したとして、同法人の独占禁止法違反(競争者に対する取引妨害)を認定したと発表した。違反は既になくなっていないとして、排除措置命令は出さなかった。

公取委によると、BDメーカーなどは、多くの機器で使用できるよう規格を設定。BD標準規格必須特許について他の者に公正、妥当かつ無差別な条件(FRAND「fair, reasonable and

nondiscriminatory」条件)でライセンスすることを認めると表明した上で、ワン・ブルー社に管理を委託している。

しかし、ワン・ブルー社は、BDを製造販売する「イメーション」が公正なライセンス料を支払う意向を表明しているにもかかわらず、2013年6月、イメーション社のBDを販売する国内の小売業者3社に対し、「製品はライセンスを受けておらず、差し止め請求権がある」とする通知書を送付した。特許権者が法的措置を取ると思わせる内容から小売業者1社は2015年3月までイメーション社のBDの販売を停止した。

ワン・ブルー社は2012年ごろ、イメーション社と特許使用料について交渉を開始したが、交渉は難航していた。公取委は、イメーション側がFRAND条件を前提として交渉に応じる中、ワン・ブルー社が小売業者に通知を出したのは、独禁法が禁じる「競争者に対する取引妨害」に当たると認定した。



■ピ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

# 研究開発減税の対象 「サービスの開発」も

■政府、2017年度税制改正■

政府・与党は2017年度の税制改正で、企業の研究開発を支援する政策減税の対象に「サービスの開発」を加える方針を固めた。

企業の研究開発にかかった費用を一定の割合で法人税から差し引ける「研究開発税制」の減税対象を拡大する予定。

現行の租税特別措置法では「製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる費用」が研究開発減税の対象となっているため、これまで自動車や電機、製薬などの製造業の利用が9割近くを占めている。

政府・与党は今後、ITを活用したサービスが経済成長の柱になるとみて、来年度の税制改正では、情報システム、インターネットなどの「サービスの開発」も減税対象とする方針を固めた。

具体的には、データ収集や分析などを通じた新たな販売方法やサービスを設計したものを対象とする方向。経産省ではセンサーで集めた情報を農業や医療、金融などに役立てるサービス開発を想定している。

減税方法も見直す方針。現行の制度は研究開発費の8~10%を法人税から差し引く「総額型」や研究開発費の増加額を最大で30%差し引く「増加型」がある。来年度の税制改正では、研究開発費を大きく増やす企業は、現行制度より減税率が上がり、減らす企業は低くする。研究開発税制全体で改正前後の税収を変えない税制中立にする予定。

